

質問への回答

「佐々町オンライン申請システム導入業務」において提出がありました質問書について、下記のとおり回答します。

番号	該当資料 該当箇所	質問内容	質問回答
1	機能要求書	IP アドレスによる制御は、端末ごとの IP アドレスで行わなければ要件適合外となるのでしょうか。	佐々町のグローバル IP のみ通すといったような制御を想定しています。端末ごとの IP アドレス制御は求めません。
2	業務委託仕様書 II 本業務の基本要件 3 保守体制 (3) 問合せ対応	職員向けのシステム操作に関する問合せ窓口（電話又はメール等）を設け、適切に対応すること。なお、窓口の対応時間は、本町開庁時間に十分に連絡が取れるものとする。 について、総務課様（主管課様）からのご連絡を受け付ける問合せ窓口の設置を想定しておりますが、宜しいでしょうか。	機能要求書該当項目（No. 121）の備考欄でその旨ご説明ください。
3	業務委託仕様書 II 本業務の基本要件 5 指定納付受託者の推薦	オンライン決済の対象となる申請手数料等について、おおよその値でも問題ございませんので、以下の情報をそれぞれご教示ください。 ・ 最高価格（円） ・ 最低価格（円） ・ 平均単価（円） ・ 月間取扱高（円）	オンライン決済については、現在実施していないため、回答できるデータがありません。 参考に佐々町手数料条例を添付します。

改正

平成14年3月15日条例第1号

平成15年7月1日条例第19号

平成16年4月1日条例第2号

平成18年10月2日条例第20号

平成20年3月10日条例第13号

平成24年12月25日条例第16号

平成27年10月1日条例第30号

平成28年3月11日条例第1号

平成30年10月1日条例第25号

令和2年6月19日条例第25号

令和3年8月3日条例第12号

令和6年2月1日条例第1号

佐々町手数料条例

佐々町手数料条例（昭和51年条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の額等）

第2条 手数料の種類及び額は、別表第1のとおりとし、土地情報システムについては別表第2、行政不服審査法に係る手数料については別表第3のとおりとする。

（徴収の時期等）

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。

（郵便による送付）

第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、第2条に規

定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

(免除)

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの
- (2) 本町の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者から請求があったとき。
- (4) 官公署から請求があったとき。
- (5) 公用で使用するとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの

2 法令の規定により、戸籍に関し、無料で証明を行うことができるとされるものについて、戸籍記載事項を証明したときは、手数料を徴収しない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐々町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月1日条例第19号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、別表第1中種類2に係る手数料の額の改正は、平成15年8月25日から施行する。

附 則（平成16年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月 2 日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月10日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第16号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年10月 1 日条例第30号）

（施行期日）

別表第 1 の 2 の項の第10号を追加する規定は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行し、別表第 1 の 2 の項の第 9 号を改正する規定は、番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月11日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 実施機関の処分、その他の行為又は不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分、その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月 1 日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 3 日条例第12号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

種類	手数料の額
1 税務等関係証明手数料	(1) 税務に関する証明 1 通につき 200 円 (2) 税務に関する公簿等の閲覧 1 冊につき 200 円 ただし、種類別、年度ごとに 1 通 (冊) とする。
2 住民基本台帳等関係証明手数料	(1) 身元の証明 1 通につき 200 円 (2) 印鑑登録の証明 1 通につき 200 円 (3) 印鑑登録証の交付 (再交付を含む。) 1 通につき 200 円 (4) 住民票の写しの交付 (除票及び広域交付を含む。) 1 通につき 200 円 (5) 住民基本台帳の閲覧 (除票を含む。) 1 世帯につき 200 円 (6) 戸籍附票の写しの交付 (除附票を含む。) 1 通につき 200 円 (7) 戸籍附票の閲覧 1 戸籍附票につき 200 円 (8) 住民票の記載事項に関する証明 1 通につき 200 円
3 戸籍法に基づく証明手数料	(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書 1 通につき 450 円 (2) 除籍の謄抄本又は除籍証明書 1 通につき 750 円 (3) 戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1 件につき 350 円 (4) 除籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1 件につき 450 円 (5) 届出若しくは申請の受理証明書等 (電子化された届書等情報の内容の証明書を含む。) 1 通につき 350 円 (6) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書 1 通につき 1,400 円 (7) 届書その他書類の閲覧 (電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を含む。) 1 件につき 350 円 (8) 戸籍電子証明書提供用識別符号 (電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合 (総務省令で定める) 及び同一事項の戸籍の謄抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。) 1 件につき 400 円 (9) 除籍電子証明書提供用識別符号 (電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合 (総務省令で定める) 及び同一事項の除籍の謄抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。) 1 件につき 700 円
4 租税特別措置法に基づく申請手数料	(1) 優良宅地造成認定申請 宅地造成区域 1,000 m ² 未満 1 件につき 86,000 円 (2) 優良住宅新築認定申請 新築住宅床面積合計 100 m ² 以下 6,200 円 100 m ² を超え 500 m ² 以下 8,600 円 500 m ² を超え 2,000 m ² 以下 13,000 円 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下 35,000 円 10,000 m ² を超えるもの 43,000 円 (3) 良質住宅新築認定申請 新築住宅床面積合計 100 m ² 以下 6,200 円 100 m ² を超え 500 m ² 以下 8,600 円

	500 m ² を超え 2,000 m ² 以下 13,000 円 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下 35,000 円 10,000 m ² を超えるもの 43,000 円 (4) 住宅用家屋証明 1 件につき 1,300 円
5 狂犬病予防法に基づく手数料	(1) 犬の登録 1 件につき 3,000 円 (2) 犬の鑑札の再交付 1 件につき 1,600 円 (3) 狂犬病予防注射済票交付 1 件につき 550 円 (4) 狂犬病予防注射済票再交付 1 件につき 340 円
6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく申請手数料	(1) 鳥獣飼養登録 1 件につき 3,400 円 (2) 鳥獣飼養登録更新 1 件につき 3,400 円 (3) 鳥獣飼養登録再交付 1 件につき 3,400 円
7 指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者等指定申請等に対する審査手数料	(1) 指定地域密着型サービス事業者指定申請に対する審査 1 件につき 10,800 円 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請に対する審査 1 件につき 10,800 円 ただし、指定地域密着型サービス事業者指定申請と併せて申請する場合にあっては、1 件につき 3,600 円とする。 (3) 指定居宅介護支援事業者指定申請に対する審査 1 件につき 10,800 円 (4) 指定介護予防支援事業者指定申請に対する審査 1 件につき 10,800 円 (5) 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請に対する審査 1 件につき 7,200 円 (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請に対する審査 1 件につき 7,200 円 ただし、指定地域密着型サービス事業者指定更新申請と併せて申請をする場合にあっては、1 件につき 1,800 円とする。 (7) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請に対する審査 1 件につき 7,200 円 (8) 指定介護予防支援事業者指定更新申請に対する審査 1 件につき 7,200 円
8 非農地証明手数料	1 件につき 500 円
9 その他の各種証明手数料	1 件につき 200 円

別表第 2 (第 2 条関係)

種類	単位	手数料の額		
地積測量図 (参考図)	1 枚	縮尺	均等割	面積割 (地積 100 m ² ごとに)
		250 分の 1	1,000 円	500 円
		500 分の 1	1,000 円	300 円
		1,000 分の 1 : 2,500 分の 1	1,000 円	200 円
字毎集成図	1 枚	300 円		
地籍図	1 筆	300 円		
1 筆図	1 筆	300 円		
図根三角点座標値	1 点	800 円		
図根多角点座標値	1 点	500 円		
筆界点座標値	1 点	200 円		

その他のもの	1 枚	500 円
--------	-----	-------

備考 1 地積測量図の交付に係る手数料の額は、均等割と面積割の合計額とする。

- 2 地積測量図の地積に100㎡未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとし、その全地積が100㎡未満のときは、100㎡とする。

別表第 3（第 2 条関係）

公文書の種類	区分	手数料	
文書、図画	複写機により複写したもの	用紙 1 面につき	白黒 30 円（日本工業規格 A 3 版まで）
			カラー 350 円（日本工業規格 A 3 版まで）
電磁的記録	用紙に出力したもの	用紙 1 面につき	白黒 30 円（日本工業規格 A 3 版まで）
	C D－R 等の光ディスクに複写したもの	1 枚につき	300 円